

市長あいさつ



江戸時代、国際貿易港として海外に開かれた長崎には、「和・華・蘭」の文化が伝わり、また、海、山の自然の恵みに育まれた豊かな食材を生かした独自の食文化が生まれました。そして「食」は、今も昔も私たちが生きるために欠かせないものであり、おいしく楽しく食べることは、人々に喜びや楽しみをもたらし、日々の生活を心豊かにしてくれます。

しかしながら、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化など社会環境の変化に伴い、この豊かな食文化の継承が薄れ、日々の暮らしの中で、健全な食生活を実践していくことが難しくなってきています。一方で、コロナ禍において在宅時間が増えたことなどにより、家庭における「食」の重要性が高まるなか、すべての世代における健全な食環境づくりの取組みが更に必要とされています。

今回、策定いたしました「第4次長崎市食育推進計画」においては、誰一人取り残さないという SDGsの理念を取り入れ、第3次計画から引き続き「長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する」という姿をめざします。また、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進(健康の視点)」、「消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進(人の交流、文化の視点)」、「持続可能な食を支える食育の推進(社会、環境づくりの視点)」の三つの重点課題を新たに設けるとともに、それぞれの重点課題に対する横断的な視点として「新たな日常」やデジタル化への対応を掲げています。今後も、各関係団体、関係機関そして市民の皆様とより一層、意識の共有と連携を図りながら、食育を推進してまいりたいと考えております。

最後に本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「長崎市食育推進会議」委員の皆様に対しまして心より厚く御礼を申し上げます。

長崎市長　田上　富久

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1～10
(1) 長崎市の現状	
(2) 社会情勢の変化	
3 計画策定の概要	11～12
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の変遷	
(3) 計画の期間	

第2章 第3次長崎市食育推進計画における将来目標の実績及び評価

1 将来目標の実績	13～19
(1) 食育への関心	
(2) 重点課題Ⅰ 次世代につながる子ども世代、若い世代に向けた食育の推進	
(3) 重点課題Ⅱ さまざまなライフスタイルに応じた食育の推進	
(4) 重点課題Ⅲ 生産者と消費者との交流、地域の食文化の継承の推進	
2 将来目標の評価	20～21
(1) 将来目標の評価の判断基準	
(2) 将来目標の達成状況	
(3) 第3次長崎市食育推進計画における将来目標の評価一覧	

第3章 第4次長崎市食育推進計画におけるめざす姿、重点課題、将来目標及び体系図

1 めざす姿	22
2 重点課題	23
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	
消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進	
持続可能な食を支える食育の推進	
3 将来目標の方向性及び新規目標設定	24～25
(1) 将来目標の方向性	
(2) 新規将来目標の設定	
4 第4次長崎市食育推進計画における将来目標一覧	26
5 施策の体系図	27

第4章 食育の取り組むべき施策

1 家庭における食育の推進	28～35
(1) 子どもの基本的な食習慣の形成	
(2) 望ましい食習慣や知識の習得	
(3) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進	
(4) 在宅時間を活用した食育推進	

2 学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進	36～39
(1) 食に関する指導の充実	
(2) 学校給食の充実	
(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進	
(4) 就学前の子どもに対する食育推進	
3 地域における食生活の改善のための取組みの推進	40～47
(1) 健康寿命の延伸につながる食育推進	
(2) 歯科口腔保健活動における食育推進	
(3) 栄養バランスに配慮した食育推進	
(4) 若い世代に向けた食育推進	
(5) 高齢者に關わる食育推進	
(6) 地域における共食の推進	
(7) 災害時に備えた食育推進	
4 食育推進運動の展開	48～51
(1) 食育に関する市民の理解の増進	
(2) ボランティア活動等への支援	
(3) 食育月間・食育の日の実施と継続的な食育推進運動	
5 消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	52～56
(1) 農林漁業者等との連携による食育推進	
(2) 農林漁業体験活動の促進	
(3) 都市と農山漁村の共生・交流の促進	
(4) 地産地消の推進	
(5) 食品ロス削減と食品リサイクルの推進	
6 食文化の継承のための活動への支援等	57～58
(1) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入	
(2) 伝統的な食材や食文化に関する情報の発信	
7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	59～62
(1) 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供	
(2) リスクコミュニケーションの充実	
(3) 食品の安全性の確保	

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	63
2 庁内推進体制	64
3 実効性の確保	64
4 事業の実施及び目標の達成	64
5 住民・関係団体等との協働体制	64
6 計画の公表・進行管理	64
7 調査研究	65

《資料編》

資料 1	用語の解説	66～68
資料 2	長崎市食育推進計画策定組織	69～70
資料 3	第4次長崎市食育推進計画の策定経過	71
資料 4	長崎市食育推進会議条例	72～74
資料 5	食育基本法	75～82